

平成29年度
集団指導資料
(障害児編)



平成30年3月

岡山市保健福祉局事業者指導課



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

平成29年度集団指導資料（障害児編）・目次

日時：平成30年3月22日

場所：岡山ふれあいセンター

◇各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1.居宅訪問型児童発達支援の新設	1
2.共生型サービス	1
3.障害児通所支援	
（1）障害児通所支援における共通事項	1
（2）児童発達支援	5
（3）医療型児童発達支援	6
（4）放課後等デイサービス	6
（5）保育所等訪問支援	7
4.障害児入所支援	
（1）障害児入所支援における共通事項	7
（2）福祉型障害児入所施設	8
（3）医療型障害児入所施設	9
5.障害児支援共通	10
別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	
[障害児通所支援]	12
児童発達支援給付費	
医療型児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	18
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 看護職員加配加算の創設について	28
別紙3 指導員加配加算の見直し等について	35
別紙4 看護師配置加算の見直しについて	45

◇各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 居宅訪問型児童発達支援の新設

*資料【共通編】P27参照

- ・ サービスの対象となる児童は、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合に限定。
- ・ 従業者として、訪問支援員と児童発達支援管理責任者の配置が必要。

2. 共生型サービス

*資料【共通編】P30参照

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

(1) 対象サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス。

(2) 指定基準

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。

3. 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

① 医療的ケア児への支援の充実（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算を創設する。
- ・ また、送迎においても喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。
- ・ さらに、医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合等を評価する医療連携体制加算について、長時間支援を評価する区分を創設する。

《看護職員加配加算【新設】》

→「看護職員加配加算の創設について」（別紙2）参照

《送迎加算の拡充》

[現 行]

- イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合 片道54単位/回
- ロ 重症心身障害児の場合 片道37単位/回

[見直し後]

- イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合 片道54単位/回
+37単位/回※1
- ロ 重症心身障害児の場合 片道37単位/回

※1 看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うため運転手に加え、職員を1以上配置して送迎を行った場合に更に加算する。

※2 同一敷地内の送迎については、加算単位数の70%を算定する。

《医療連携体制加算の拡充》

[現 行]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位/日（障害児1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位/日（障害児2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位/日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位/日

[見直し後]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位/日
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位/日
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位/日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位/日
ホ	<u>医療連携体制加算（Ⅴ）</u>	<u>1,000単位/日（障害児1人）</u>
ハ	<u>医療連携体制加算（Ⅵ）</u>	<u>500単位/日（障害児2人以上8人以下）</u>

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可とする。

② 指導員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算の単位数を見直すとともに、一定の基準を満たす事業所が指導員加配加算により評価した職員に加えて、1人以上配置した場合に更に評価する。
- また、児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所においても、障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るため、人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に評価する。
- なお、人員配置基準上「指導員」という名称が廃止されるため、加算の名称を「児童指導員等加配加算」に改める。

《指導員加配加算の見直し》

→「指導員加配加算の見直し等について」（別紙3）参照

[現 行]

- イ 児童指導員等を配置する場合

(1) 定員10人以下	<u>195単位/日</u>
(2) 定員11人以上20人以下	<u>130単位/日</u>
(3) 定員21人以上	<u>78単位/日</u>
<u>□ 指導員を配置する場合</u>	
(1) 定員10人以下	<u>183単位/日</u>
(2) 定員11人以上20人以下	<u>122単位/日</u>
(3) 定員21人以上	<u>73単位/日</u>
[見直し後]	
<u>イ 専門職員（理学療法士等）を配置する場合</u>	
(1) 定員10人以下	<u>209単位/日</u>
(2) 定員11人以上20人以下	<u>139単位/日</u>
(3) 定員21人以上	<u>84単位/日</u>
<u>□ 児童指導員等を配置する場合</u>	
(1) 定員10人以下	<u>155単位/日</u>
(2) 定員11人以上20人以下	<u>103単位/日</u>
(3) 定員21人以上	<u>62単位/日</u>
<u>ハ その他の従業者を配置する場合</u>	
(1) 定員10人以下	<u>91単位/日</u>
(2) 定員11人以上20人以下	<u>61単位/日</u>
(3) 定員21人以上	<u>36単位/日</u>

- ③ 理学療法士等による機能訓練等の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）における障害児へのきめ細やかな支援を強化するため、特別支援加算の加算の対象となる職種について、看護職員及び視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を追加した上で、単位数を引き上げる。

《特別支援加算の見直し》

[現 行]

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合 25単位/日

[見直し後]

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合 54単位/日

- ④ 強度行動障害児支援の強化（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- 強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支

援を行うことを評価する加算を創設する。

《強度行動障害児支援加算【新設】》 155単位/日

- ⑤ 家族等に対する相談援助の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 障害児を育てる家族等への支援を強化するため、事業所内相談支援加算の要件を緩和する。

《事業所内相談支援加算の見直し》

[現行]

相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合は算定不可とする。

[見直し後]

相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も算定可とする。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれる。

- ⑥ 保育所等との連携の強化（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充する。

《関係機関連携加算の見直し》

[現行]

関係機関連携加算（Ⅰ）

※ 障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算する。

[見直し後]

関係機関連携加算（Ⅰ）

※ 障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1月につき1回を限度として加算する。

- ⑦ 保育所や放課後児童クラブ等の一般施策への移行の推進（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価する加算を創設する。

《保育・教育等移行支援加算【新設】》 500単位/回（1回を限度）

- ⑧ 欠席時対応加算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 重症心身障害児については、体調が不安定であることに着目し、欠席時対応加算の算定回数を拡充する。

《欠席時対応加算の算定回数の拡充》

[現 行]

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。

[見直し後]

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む。）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日に乗じた数を除して得た数が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

⑨ 自己評価結果等未公表減算（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- 自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援（注）及び放課後等デイサービスについて、未公表の場合は減算する。なお、当該減算については、平成31年4月1日から適用する。

[注] 児童発達支援については、平成30年4月1日から自己評価結果等の公表を義務付け（5頁（2）児童発達支援 ①「人員配置基準等の見直し」参照。）。

《自己評価結果等未公表減算【新設】》

自己評価結果等が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

(2) 児童発達支援

① 人員配置基準等の見直し

- 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の質の確保の観点から、人員配置基準の見直しを行うとともに、自己評価結果等の公表を義務付ける。なお、人員配置基準の見直しは、現に指定を受けている事業所については、平成31年3月31日まで経過措置を設ける。
- 人員配置基準の見直しに伴い、児童指導員等配置加算の算定要件を見直す。

《人員配置基準の見直し》

[現 行]

指導員又は保育士

[見直し後]

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

※うち半数以上が児童指導員又は保育士であること。

《児童指導員等配置加算の見直し》

[現 行]

人員配置基準に定める指導員に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。

[見直し後]

人員配置基準に定める障害福祉サービス経験者に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。

② 基本報酬の区分の創設

- 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の基本報酬について、主に小学校就学前の障害児（未就学児）を支援する場合（小学校就学前の障害児の数が障害児全体の数の70%以上）とそれ以外の場合の区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(3) 医療型児童発達支援

○ 保育機能の充実（医療型児童発達支援）

- 保育機能の充実を図る観点から、保育職員加配加算を拡充する。

《保育職員加配加算の拡充》

[現 行] 50単位/日

※ 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算する。

[見直し後] 50単位/日※1 +22単位※2

※1 医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算する。

※2 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所については、更に1名加配した場合も評価する。

(4) 放課後等デイサービス

○ 放課後等デイサービスの適切な評価

- 現在一律の単価設定となっている基本報酬について、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。具体的には、各事業所において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表（17頁）の指標に該当する障害児が利用者にも占める割合に基づき、基本報酬を適用するものとする。
- また、授業終了後に提供する場合に、1日に行われるサービス提供の時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえた基本報酬を設定する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(5) 保育所等訪問支援

○ 保育所等訪問支援の推進

- ・ 保育所等訪問支援における専門性の高い支援を推進するため、訪問支援員特別加算の単位数の引上げ等を行う。
- ・ また、児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントへの同行を評価する加算を創設する。
- ・ さらに、障害児を育てる家族等への支援を強化するため、障害児の居宅を訪問して家族等に対して相談援助を行うことを評価する加算を創設する。
- ・ この他、同一日に複数の障害児に支援した場合に適用される減算を見直し、同一場所で提供した場合に限定する。

《訪問支援員特別加算の拡充》

[現 行]

375単位/日

[見直し後]

679単位/日

※ 看護職員を算定対象に追加。

《初回加算【新設】》

200単位/月

- ・ 児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算する。

《家庭連携加算【新設】》

イ 所要時間1時間未満 187単位/回

ロ 所要時間1時間以上 280単位/回

- ・ 障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、月に2回を限度として加算する。

《同一日に複数支援した場合の減算の見直し》

[現 行]

同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合に所定単位数の100分の93を減算する。

[見直し後]

同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合に所定単位数の100分の93を減算する。

4. 障害児入所支援

(1) 障害児入所支援における共通事項

○ 公認心理師の評価

- ・ より高度で専門的な心理指導が提供されるよう、心理担当職員配置加算について、公認心理師の資格を有する場合に更に評価する。

《心理担当職員配置加算の見直し》

[現 行]

- 福祉型障害児入所施設
 - イ 主に知的障害児に対する場合
定員に応じて5単位/日～102単位/日
 - ロ 主に自閉症児に対する場合
定員に応じて13単位/日～ 26単位/日
 - ハ 主に盲児又はろうあ児に対する場合
定員に応じて10単位/日～102単位/日
 - ニ 主に肢体不自由児に対する場合
定員に応じて13単位/日～ 20単位/日
- 医療型障害児入所施設 26単位/日

[見直し後]

- 福祉型障害児入所施設
 - イ 主に知的障害児に対する場合
定員に応じて5単位/日～102単位/日 +10単位※
 - ロ 主に自閉症児に対する場合
定員に応じて13単位/日～ 26単位/日 +10単位※
 - ハ 主に盲児又はろうあ児に対する場合
定員に応じて10単位/日～102単位/日 +10単位※
 - ニ 主に肢体不自由児に対する場合
定員に応じて13単位/日～ 20単位/日 +10単位※
 - 医療型障害児入所施設 26単位/日 +10単位※
- ※ 公認心理師の資格を有している場合に更に加算する。

(2) 福祉型障害児入所施設

① 医療的ケア児への支援の充実

- ・ 看護師配置加算を見直し、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に更に評価する（加算の名称も看護職員配置加算に改める）。

《看護師配置加算の見直し》

→「看護師配置加算の見直しについて」（別紙4）参照

② 手厚い人員配置の評価

- ・ 障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図る観点から、人員配置基準以上に手厚い配置をしている施設を評価するための加算を創設する。

《児童指導員等加配加算の創設【新規】》

→「指導員加配加算の見直し等について」（別紙3）参照

- ③ グループホームや障害者入所施設等への移行支援の推進
- グループホームや障害者入所施設等への移行支援を推進するため、地域移行加算の算定回数を拡充するとともに、福祉型障害児入所施設においては、平成33（2021）年3月31日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定の対象とする。

≪地域移行加算の見直し≫

[現 行] 500単位（退所前、退所後各1回）

※ 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。ただし、当該障害児が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては算定不可とする。

[見直し後] 500単位（退所前2回、退所後1回）

※ 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。なお、平成33（2021）年3月31日までの間は、他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可とする。

(3) 医療型障害児入所施設

- ① 有期有目的入所の更なる評価
- 肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間集中訓練によって機能向上が図られていることなどから、有期有目的入所の推進のため、有期有目的入所に係る基本報酬の区分を見直し、更なる評価を行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 福祉職員の充実

- 被虐待児の増加や養育困難な保護者への育児支援など質の高い支援を行う観点から、保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している施設を評価する加算を創設する。

≪保育職員加配加算の創設【新規】≫ 20単位/日

5. 障害児支援共通

(1) 児童発達支援管理責任者の評価の見直し

- 児童発達支援管理責任者の配置については、基本報酬において評価することとし、児童発達支援管理責任者専任加算は廃止する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(2) 人員配置基準の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び福祉型障害児入所施設）

- 医療的ケアを行う人材を幅広く確保する等の観点から、人員配置基準を見直す。

《人員配置基準の見直し》

[現 行]

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・看護師 1 以上
- ・機能訓練担当職員 1 以上

- 主として自閉症児を入所させる施設

- ・看護師 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

- 主として肢体不自由児を入所させる施設

- ・看護師 1 人以上

[見直し後]

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師） 1 以上
- ・機能訓練担当職員 1 以上

※ ただし、機能訓練を行わない時間帯については配置しないことができる。

※ 機能訓練担当職員については、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援を除く。

- 主として自閉症児を入所させる施設

- ・看護職員 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

- 主として肢体不自由児を入所させる施設

- ・看護職員 1 人以上

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

現行	見直し後
<p>《障害児通所支援》</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 976単位</p> <p>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 917単位</p> <p>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 858単位</p> <p>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 800単位</p> <p>(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 779単位</p> <p>(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 759単位</p> <p>(7) 利用定員が81人以上の場合 737単位</p> <p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が20人以下の場合 1,220単位</p> <p>(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 1,073単位</p> <p>(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 987単位</p> <p>(4) 利用定員が41人以上の場合 900単位</p>	<p>《障害児通所支援》</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 1,081単位</p> <p>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 1,000単位</p> <p>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 925単位</p> <p>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 855単位</p> <p>(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 826単位</p> <p>(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 800単位</p> <p>(7) 利用定員が81人以上の場合 774単位</p> <p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が20人以下の場合 1,377単位</p> <p>(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 1,185単位</p> <p>(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 1,070単位</p> <p>(4) 利用定員が41人以上の場合 970単位</p>

<p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p>	<p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p>
<p>(1) 利用定員が15人以下の場合 1,152 単位</p>	<p>(1) 利用定員が15人以下の場合 1,325 単位</p>
<p>(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 874 単位</p>	<p>(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 1,035 単位</p>
<p>(3) 利用定員が21人以上の場合 798 単位</p>	<p>(3) 利用定員が21人以上の場合 919 単位</p>
<p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p>	<p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p>
<p>(1) 利用定員が10人以下の場合 620 単位</p>	<p>(1) 主に小学校就学前の利用者（以下「未就学児」という。）を支援する場合</p>
<p>(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 453 単位</p>	<p>(-) 利用定員が10人以下の場合 827 単位</p>
<p>(3) 利用定員が21人以上の場合 364 単位</p>	<p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 557 単位</p>
	<p>(三) 利用定員が21人以上の場合 433 単位</p>
	<p>(2) (1)以外の場合</p>
	<p>(-) 利用定員が10人以下の場合 703 単位</p>
	<p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 465 単位</p>
	<p>(三) 利用定員が21人以上の場合 360 単位</p>
<p>ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>	<p>ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>
<p>(1) 利用定員が5人の場合 1,608 単位</p>	<p>(1) 利用定員が5人の場合 2,088 単位</p>
<p>(2) 利用定員が6人の場合 1,347 単位</p>	<p>(2) 利用定員が6人の場合 1,748 単位</p>
<p>(3) 利用定員が7人の場合 1,160 単位</p>	<p>(3) 利用定員が7人の場合 1,503 単位</p>

(4) 利用定員が8人の場合	1,020 単位	(4) 利用定員が8人の場合	1,320 単位
(5) 利用定員が9人の場合	911 単位	(5) 利用定員が9人の場合	1,178 単位
(6) 利用定員が10人の場合	824 単位	(6) 利用定員が10人の場合	1,064 単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	699 単位	(7) 利用定員が11人以上の場合	833 単位
		ハ 共生型児童発達支援給付費	560 単位
		ト 基準該当児童発達支援給付費	
		(1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	664 単位
		(2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	560 単位
第2 医療型児童発達支援		第2 医療型児童発達支援	
医療型児童発達支援給付費(1日につき)		医療型児童発達支援給付費(1日につき)	
イ 肢体不自由(法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	333 単位	イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由(法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	386 単位
ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	445 単位	ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	498 単位
		ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由(法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	335 単位
		ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	

<p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 611 単位</p> <p>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 447 単位</p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 359 単位</p> <p>□ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が 5 人の場合 1,329 単位</p> <p>(二) 利用定員が 6 人の場合 1,112 単位</p> <p>(三) 利用定員が 7 人の場合 958 単位</p> <p>(四) 利用定員が 8 人の場合 842 単位</p> <p>(五) 利用定員が 9 人の場合 751 単位</p> <p>(六) 利用定員が 10 人の場合 679 単位</p> <p>(七) 利用定員が 11 人以上の場合 577 単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が 5 人の場合 1,608 単位</p> <p>(二) 利用定員が 6 人の場合 1,347 単位</p> <p>(三) 利用定員が 7 人の場合 1,160 単位</p> <p>(四) 利用定員が 8 人の場合 1,020 単位</p>	<p>□ 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 区分 1</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 787 単位</p> <p>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 529 単位</p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 410 単位</p> <p>(2) 区分 2</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 726 単位</p> <p>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 483 単位</p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 374 単位</p> <p>ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が 5 人の場合 1,744 単位</p> <p>(二) 利用定員が 6 人の場合 1,458 単位</p> <p>(三) 利用定員が 7 人の場合 1,255 単位</p> <p>(四) 利用定員が 8 人の場合 1,101 単位</p> <p>(五) 利用定員が 9 人の場合 982 単位</p> <p>(六) 利用定員が 10 人の場合 887 単位</p> <p>(七) 利用定員が 11 人以上の場合 681 単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が 5 人の場合 2,024 単位</p> <p>(二) 利用定員が 6 人の場合 1,694 単位</p> <p>(三) 利用定員が 7 人の場合 1,457 単位</p> <p>(四) 利用定員が 8 人の場合 1,280 単位</p>
---	---

(五) 利用定員が9人の場合	911 単位	(五) 利用定員が9人の場合	1,142 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	824 単位	(六) 利用定員が 10 人の場合	1,032 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	699 単位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	804 単位
		二 共生型放課後等デイサービス給付費	
		(1) 授業の終了後に行う場合	427 単位
		(2) 休業日に行う場合	551 単位
		ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
		(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	
		(-) 授業の終了後に行う場合	530 単位
		(二) 休業日に行う場合	654 単位
		(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	
		(-) 授業の終了後に行う場合	427 単位
		(二) 休業日に行う場合	551 単位
		注) イ(1)、(2)又はロ(1)を算定する事業所	
		食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作につ	
		いて全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区	
		分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄	
		から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以	
		上である障害児の数が障害児全体の数の50%以上であること。	

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上必要	4. 週に1回以上必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上必要	4. 週に1回以上必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上必要	4. 週に1回以上必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上必要	4. 週に1回以上必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上必要	4. 週に1回以上必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上必要	4. 週に1回以上必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要

<p>第4 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費（1日につき）</p> <p>916 単位</p> <p>《障害児入所支援》 第1 福祉型障害児入所施設</p>	不適切な行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が 必要 3. 月に1回以 上の支援が必 要	4. 週に1回以 上の支援が必 要	5. ほぼ毎日 （週5日以上 の）支援が必要
	突発的な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が 必要 3. 月に1回以 上の支援が必 要	4. 週に1回以 上の支援が必 要	5. ほぼ毎日 （週5日以上 の）支援が必要
	過食・反すう等	1. 支援が不要 2. 希に支援が 必要 3. 月に1回以 上の支援が必 要	4. 週に1回以 上の支援が必 要	5. ほぼ毎日 （週5日以上 の）支援が必要
	てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以 上	3. 週1回以上
	そううつ状態	1. 支援が不要 2. 希に支援が 必要 3. 月に1回以 上の支援が必 要	4. 週に1回以 上の支援が必 要	5. ほぼ毎日（ 週5日以上）の 支援が必要
	反復的行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が 必要 3. 月に1回以 上の支援が必 要	4. 週に1回以 上の支援が必 要	5. ほぼ毎日（ 週5日以上）の 支援が必要
	対人面の不安緊張、集団生活への不適応	1. 支援が不要 2. 希に支援が 必要 3. 月に1回以 上の支援が必 要	4. 週に1回以 上の支援が必 要	5. ほぼ毎日（ 週5日以上）の 支援が必要
	読み書き	1. 支援が不要	2. 部分的な支 援が必要	3. 全面的な支 援が必要
<p>第4 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費（1日につき）</p> <p>988 単位</p> <p>《障害児入所支援》 第1 福祉型障害児入所施設</p>	<p>第4 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費（1日につき）</p> <p>988 単位</p> <p>《障害児入所支援》 第1 福祉型障害児入所施設</p>			

福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）	福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位	(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 891 単位
(2) 入所定員が10人の場合	(2) 入所定員が10人の場合
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 628 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 779 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,451 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,606 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 891 単位
(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 619 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 954 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,032 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 817 単位
(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 727 単位	(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 779 単位
(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 611 単位	(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 651 単位
(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 550 単位	(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 581 単位
(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 532 単位	(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 558 単位

(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	514 単位	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	537 単位
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	496 単位	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	516 単位
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	480 単位	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	498 単位
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	461 単位	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	477 単位
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	459 単位	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	474 単位
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	458 単位	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	472 単位
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	456 単位	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	469 単位
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	454 単位	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	466 単位
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	452 単位	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	463 単位
(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	448 単位	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	459 単位
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	445 単位	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	455 単位
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	441 単位	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	451 単位
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	438 単位	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	447 単位
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	435 単位	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	444 単位
<p>□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする 児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p>		<p>□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする 児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p>	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	735 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	787 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	678 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	718 単位
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	650 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	682 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	625 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	652 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	598 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	622 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	571 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	592 単位

<p>ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人の場合</p> <p>(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 895 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位</p> <p>(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合</p> <p>(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 610 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位</p> <p>(3) 入所定員が10人の場合</p> <p>(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 610 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,443 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位</p> <p>(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合</p> <p>(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 506 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,063 単位</p>	<p>ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人の場合</p> <p>(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 1,047 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 830 単位</p> <p>(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合</p> <p>(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 761 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 830 単位</p> <p>(3) 入所定員が10人の場合</p> <p>(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 761 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,597 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 830 単位</p> <p>(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合</p> <p>(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 582 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,142 単位</p>
---	---

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 464 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 540 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 881 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 959 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 433 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 805 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 858 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 404 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 455 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 679 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 731 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を

<p>行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9から(15)までにおいて同じ。)</p>	<p>行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9から(15)までにおいて同じ。)</p>
604 単位	644 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合
559 単位	599 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合
495 単位	526 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合
481 単位	507 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合
466 単位	489 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合
450 単位	470 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合
435 単位	453 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	(15) 入所定員が 91 人以上の場合
419 単位	435 単位
<p>二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合</p>	<p>二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合</p>
(1) 入所定員が 5 人の場合	(1) 入所定員が 5 人の場合
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
895 単位	1,047 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
675 単位	826 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
629 単位	780 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
675 単位	826 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合	(3) 入所定員が 10 人の場合
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で

あるとき	629 単位	あるとき	780 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,433 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,587 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	507 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	583 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,055 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,134 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	752 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	467 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	543 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	879 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	957 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	752 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	430 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	481 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	759 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	811 単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 727 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 407 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 458 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 675 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 727 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 727 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。9から15までにおいて同じ。） 601 単位	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。9から15までにおいて同じ。） 641 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 556 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 596 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 492 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 523 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 478 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 504 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 464 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 487 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 448 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 468 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 433 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 451 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合 418 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合 434 単位
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
(1) 入所定員が 50 人以下の場合 715 単位	(1) 入所定員が 50 人以下の場合 747 単位

(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	706 単位	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	733 単位
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	694 単位	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	718 単位
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	681 単位	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	702 単位
第2 医療型障害児入所施設		第2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1日につき）		医療型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合		イ 指定医療型障害児入所施設の場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
	323 単位		349 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	148 単位		173 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	880 単位		909 単位
□ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合		□ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 90 日目まで	355 単位	(-) 60 日目まで	417 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	323 単位	(二) 61 日目以降 90 日目まで	381 単位
(三) 181 日目以降	291 単位	(三) 91 日目以降 180 日目まで	349 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(四) 181 日目以降	317 単位
(-) 90 日目まで	163 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(二) 91 日目以降 180 日目まで	148 単位	(-) 60 日目まで	204 単位
(三) 181 日目以降	133 単位	(二) 61 日目以降 90 日目まで	188 単位
		(三) 91 日目以降 180 日目まで	173 単位
		(四) 181 日目以降	158 単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 90日目まで	968 単位	(-) 60日目まで	1,095 単位
(二) 91日目以降 180日目まで	880 単位	(二) 61日目以降 90日目まで	997 単位
(三) 181日目以降	792 単位	(三) 91日目以降 180日目まで	909 単位
八 指定発達支援医療機関の場合		(四) 181日目以降	820 単位
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	124 単位	八 指定発達支援医療機関の場合	
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	125 単位
二 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	885 単位
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		二 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合	
(-) 90日目まで	136 単位	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(二) 91日目以降 180日目まで	124 単位	(-) 60日目まで	151 単位
(三) 181日目以降	112 単位	(二) 61日目以降 90日目まで	137 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(三) 91日目以降 180日目まで	125 単位
(-) 90日目まで	968 単位	(四) 181日目以降	113 単位
(二) 91日目以降 180日目まで	880 単位	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(三) 181日目以降	792 単位	(-) 60日目まで	1,071 単位
		(二) 61日目以降 90日目まで	973 単位
		(三) 91日目以降 180日目まで	885 単位
		(四) 181日目以降	796 単位

看護職員加配加算の創設について

1. 報酬告示

○児童発達支援

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 看護職員加配加算(Ⅰ)

(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)又は(3)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が 30 人以下の場合	67 単位
(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	57 単位
(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	44 単位
(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	36 単位
(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	31 単位
(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	27 単位
(七) 利用定員が 81 人以上の場合	24 単位

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 20 人以下の場合	100 単位
(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	80 単位
(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	57 単位
(四) 利用定員が 41 人以上の場合	44 単位

(3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 20 人以下の場合	100 単位
(二) 利用定員が 21 人以上の場合	80 単位

(4) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((5)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が 10 人以下の場合	200 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	133 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	80 単位

(5) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が5人の場合	400 単位
(二) 利用定員が6人の場合	333 単位
(三) 利用定員が7人の場合	286 単位
(四) 利用定員が8人の場合	250 単位
(五) 利用定員が9人の場合	222 単位
(六) 利用定員が10人の場合	200 単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	133 単位

□ 看護職員加配加算(Ⅱ)

(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)又は(3)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が30人以下の場合	134 単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	114 単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	88 単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	72 単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	62 単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	54 単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	48 単位

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が20人以下の場合	200 単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	160 単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	114 単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	88 単位

(3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が20人以下の場合	200 単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	160 単位

(4) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((5)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が10人以下の場合	400 単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	266 単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	160 単位

(5) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 5 人の場合	800 単位
(二) 利用定員が 6 人の場合	666 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	572 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	500 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	444 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	400 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	266 単位

ハ 看護職員加配加算(Ⅲ)

(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が 30 人以下の場合	201 単位
(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	171 単位
(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	132 単位
(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	108 単位
(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	93 単位
(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	81 単位
(七) 利用定員が 81 人以上の場合	72 単位

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 20 人以下の場合	300 単位
(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	240 単位
(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	171 単位
(四) 利用定員が 41 人以上の場合	132 単位

(3) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 10 人以下の場合	600 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	399 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	240 単位

○放課後等デイサービス

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 看護職員加配加算(Ⅰ)

(1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行った場合((2)に該当する場合を除く。)

- (一) 利用定員が 10 人以下の場合 200 単位
- (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 133 単位
- (三) 利用定員が 21 人以上の場合 80 単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合
 - (一) 利用定員が 5 人の場合 400 単位
 - (二) 利用定員が 6 人の場合 333 単位
 - (三) 利用定員が 7 人の場合 286 単位
 - (四) 利用定員が 8 人の場合 250 単位
 - (五) 利用定員が 9 人の場合 222 単位
 - (六) 利用定員が 10 人の場合 200 単位
 - (七) 利用定員が 11 人以上の場合 133 単位

□ 看護職員加配加算(Ⅱ)

- (1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行った場合((2)に該当する場合を除く。)
 - (一) 利用定員が 10 人以下の場合 400 単位
 - (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 266 単位
 - (三) 利用定員が 21 人以上の場合 160 単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合
 - (一) 利用定員が 5 人の場合 800 単位
 - (二) 利用定員が 6 人の場合 666 単位
 - (三) 利用定員が 7 人の場合 572 単位
 - (四) 利用定員が 8 人の場合 500 単位
 - (五) 利用定員が 9 人の場合 444 単位
 - (六) 利用定員が 10 人の場合 400 単位
 - (七) 利用定員が 11 人以上の場合 266 単位

ハ 看護職員加配加算(Ⅲ)

- (1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行った場合
 - (一) 利用定員が 10 人以下の場合 600 単位
 - (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 399 単位
 - (三) 利用定員が 21 人以上の場合 240 単位

2. 別に厚生労働大臣が定める施設基準

○児童発達支援

通所給付費等単位数表第 1 の 1 の児童発達支援給付費の注 9 の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注9のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が1名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の注9のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1の注9のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

○放課後等デイサービス事業所

通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師

又は准看護師をいう。以下同じ。)を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が1名以上であること。

- (2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

□ 通所給付費等単位数表第3の1の注9の□を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又□を算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

- (2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のハを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

通所給付費等単位数表第3の1のイ又は□を算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

別表

判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8
6回/日以上以上の頻回の吸引) = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3

- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
- (12) 定期導尿 (3 / 日以上) = 5
- (13) 人工肛門 = 5

指導員加配加算の見直し等について

現行	見直し後												
<p>○指導員加配加算</p> <p>1. 児童発達支援</p> <p>常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員(以下「児童指導員等」という。)又は指導員(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除き、イを算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。</p> <p>● 児童発達支援センターの場合 (新設)</p>	<p>○児童指導員等加配加算(Ⅰ)</p> <p>1. 児童発達支援</p> <p>常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下「理学療法士等」という。)又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(Ⅱ(1)及びⅡ(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>Ⅱ 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(Ⅰ又はⅡに該当する場合を除く。)</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(一) 利用定員が30人以下の場合</td> <td>70単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合</td> <td>60単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合</td> <td>46単位</td> </tr> <tr> <td>(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合</td> <td>38単位</td> </tr> <tr> <td>(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合</td> <td>32単位</td> </tr> <tr> <td>(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合</td> <td>28単位</td> </tr> </table>	(一) 利用定員が30人以下の場合	70単位	(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位	(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	46単位	(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	38単位	(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	32単位	(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	28単位
(一) 利用定員が30人以下の場合	70単位												
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位												
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	46単位												
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	38単位												
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	32単位												
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	28単位												

	(七) 利用定員が 81 人以上の場合	25 単位
	(2) 児童指導員等を配置する場合	
	(一) 利用定員が 30 人以下の場合	52 単位
	(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	44 単位
	(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	34 単位
	(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
	(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	24 単位
	(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	21 単位
	(七) 利用定員が 81 人以上の場合	18 単位
	(3) その他の従業者を配置する場合	
	(一) 利用定員が 30 人以下の場合	30 単位
	(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	26 単位
	(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	20 単位
	(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	17 単位
	(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	14 単位
	(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	12 単位
	(七) 利用定員が 81 人以上の場合	11 単位
	□ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合	
	(1) 理学療法士等を配置する場合	
	(一) 利用定員が 20 人以下の場合	105 単位
	(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	84 単位
	(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	60 単位
	(四) 利用定員が 41 人以上の場合	46 単位
	(2) 児童指導員等を配置する場合	
	(一) 利用定員が 20 人以下の場合	77 単位
	(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	62 単位
	(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	44 単位
	(四) 利用定員が 41 人以上の場合	34 単位
	(3) その他の従業者を配置する場合	
	(一) 利用定員が 20 人以下の場合	45 単位
	(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	36 単位
	(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	26 単位

<p>● 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合</p> <p>イ 児童指導員等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>195 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>130 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>78 単位</td> </tr> </table> <p>□ 指導員を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>183 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>122 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>73 単位</td> </tr> </table> <p>● 児童発達支援センター以外で重症心身障害児を支援する場合（新設）</p>	(1) 利用定員が 10 人以下の場合	195 単位	(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	130 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	78 単位	(1) 利用定員が 10 人以下の場合	183 単位	(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	122 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	73 単位	<table border="0"> <tr> <td>(四) 利用定員が 41 人以上の場合</td> <td>10 単位</td> </tr> </table> <p>ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理学療法士等を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 20 人以下の場合</td> <td>105 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>84 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 児童指導員等を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 20 人以下の場合</td> <td>77 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>62 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) その他の従業者を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 20 人以下の場合</td> <td>45 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>36 単位</td> </tr> </table> <p>ニ 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理学療法士等を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>209 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>139 単位</td> </tr> <tr> <td> (三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>84 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 児童指導員等を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>155 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>103 単位</td> </tr> <tr> <td> (三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>62 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) その他の従業者を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>91 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>61 単位</td> </tr> <tr> <td> (三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>36 単位</td> </tr> </table> <p>ホ 児童発達支援センター以外で重症心身障害児を支援する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理学療法士等を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 5 人の場合</td> <td>418 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 6 人の場合</td> <td>348 単位</td> </tr> <tr> <td> (三) 利用定員が 7 人の場合</td> <td>299 単位</td> </tr> </table>	(四) 利用定員が 41 人以上の場合	10 単位	(1) 理学療法士等を配置する場合		(一) 利用定員が 20 人以下の場合	105 単位	(二) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位	(2) 児童指導員等を配置する場合		(一) 利用定員が 20 人以下の場合	77 単位	(二) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位	(3) その他の従業者を配置する場合		(一) 利用定員が 20 人以下の場合	45 単位	(二) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位	(1) 理学療法士等を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位	(2) 児童指導員等を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位	(3) その他の従業者を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位	(1) 理学療法士等を配置する場合		(一) 利用定員が 5 人の場合	418 単位	(二) 利用定員が 6 人の場合	348 単位	(三) 利用定員が 7 人の場合	299 単位
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	195 単位																																																																
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	130 単位																																																																
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	78 単位																																																																
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	183 単位																																																																
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	122 単位																																																																
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	73 単位																																																																
(四) 利用定員が 41 人以上の場合	10 単位																																																																
(1) 理学療法士等を配置する場合																																																																	
(一) 利用定員が 20 人以下の場合	105 単位																																																																
(二) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位																																																																
(2) 児童指導員等を配置する場合																																																																	
(一) 利用定員が 20 人以下の場合	77 単位																																																																
(二) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位																																																																
(3) その他の従業者を配置する場合																																																																	
(一) 利用定員が 20 人以下の場合	45 単位																																																																
(二) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位																																																																
(1) 理学療法士等を配置する場合																																																																	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位																																																																
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位																																																																
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位																																																																
(2) 児童指導員等を配置する場合																																																																	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位																																																																
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位																																																																
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位																																																																
(3) その他の従業者を配置する場合																																																																	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位																																																																
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位																																																																
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位																																																																
(1) 理学療法士等を配置する場合																																																																	
(一) 利用定員が 5 人の場合	418 単位																																																																
(二) 利用定員が 6 人の場合	348 単位																																																																
(三) 利用定員が 7 人の場合	299 単位																																																																

	(四) 利用定員が 8 人の場合	261 単位
	(五) 利用定員が 9 人の場合	232 単位
	(六) 利用定員が 10 人の場合	209 単位
	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	139 単位
	(2) 児童指導員等を配置する場合	
	(一) 利用定員が 5 人の場合	309 単位
	(二) 利用定員が 6 人の場合	258 単位
	(三) 利用定員が 7 人の場合	221 単位
	(四) 利用定員が 8 人の場合	193 単位
	(五) 利用定員が 9 人の場合	172 単位
	(六) 利用定員が 10 人の場合	155 単位
	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	103 単位
	(3) その他の従業者を配置する場合	
	(一) 利用定員が 5 人の場合	182 単位
	(二) 利用定員が 6 人の場合	152 単位
	(三) 利用定員が 7 人の場合	130 単位
	(四) 利用定員が 8 人の場合	114 単位
	(五) 利用定員が 9 人の場合	101 単位
	(六) 利用定員が 10 人の場合	91 単位
	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	61 単位
2. 放課後等デイサービス		
常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同じ。)を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イを算定する場合にあっては、児童指導員等を 2 以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行う場合		
	2. 放課後等デイサービス	
	常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下「理学療法士等」という。)又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同じ。)を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イ(1)又はイ(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を 2 以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサ	

<p>は、算定しない。重症心身障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合 <p>イ 児童指導員等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>195 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>130 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>78 単位</td> </tr> </table> <p>□ その他の従業者を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>183 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>122 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>73 単位</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 重症心身障害児を支援する場合 (新設) 	(1) 利用定員が 10 人以下の場合	195 単位	(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	130 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	78 単位	(1) 利用定員が 10 人以下の場合	183 単位	(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	122 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	73 単位	<p>ービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理学療法士等を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>209 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>139 単位</td> </tr> <tr> <td> (三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>84 単位</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>(2) 児童指導員等を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>155 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>103 単位</td> </tr> <tr> <td> (三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>62 単位</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>(3) その他の従業者を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>91 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>61 単位</td> </tr> <tr> <td> (三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>36 単位</td> </tr> </table> <p>□ 重症心身障害児を支援する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理学療法士等を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 5 人の場合</td> <td>418 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 6 人の場合</td> <td>348 単位</td> </tr> <tr> <td> (三) 利用定員が 7 人の場合</td> <td>299 単位</td> </tr> <tr> <td> (四) 利用定員が 8 人の場合</td> <td>261 単位</td> </tr> <tr> <td> (五) 利用定員が 9 人の場合</td> <td>232 単位</td> </tr> <tr> <td> (六) 利用定員が 10 人の場合</td> <td>209 単位</td> </tr> <tr> <td> (七) 利用定員が 11 人以上の場合</td> <td>139 単位</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>(2) 児童指導員等を配置する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 利用定員が 5 人の場合</td> <td>309 単位</td> </tr> <tr> <td> (二) 利用定員が 6 人の場合</td> <td>258 単位</td> </tr> <tr> <td> (三) 利用定員が 7 人の場合</td> <td>221 単位</td> </tr> <tr> <td> (四) 利用定員が 8 人の場合</td> <td>193 単位</td> </tr> <tr> <td> (五) 利用定員が 9 人の場合</td> <td>172 単位</td> </tr> <tr> <td> (六) 利用定員が 10 人の場合</td> <td>155 単位</td> </tr> </table>	(1) 理学療法士等を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位	(2) 児童指導員等を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位	(3) その他の従業者を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位	(1) 理学療法士等を配置する場合		(一) 利用定員が 5 人の場合	418 単位	(二) 利用定員が 6 人の場合	348 単位	(三) 利用定員が 7 人の場合	299 単位	(四) 利用定員が 8 人の場合	261 単位	(五) 利用定員が 9 人の場合	232 単位	(六) 利用定員が 10 人の場合	209 単位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	139 単位	(2) 児童指導員等を配置する場合		(一) 利用定員が 5 人の場合	309 単位	(二) 利用定員が 6 人の場合	258 単位	(三) 利用定員が 7 人の場合	221 単位	(四) 利用定員が 8 人の場合	193 単位	(五) 利用定員が 9 人の場合	172 単位	(六) 利用定員が 10 人の場合	155 単位
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	195 単位																																																																		
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	130 単位																																																																		
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	78 単位																																																																		
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	183 単位																																																																		
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	122 単位																																																																		
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	73 単位																																																																		
(1) 理学療法士等を配置する場合																																																																			
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位																																																																		
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位																																																																		
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位																																																																		
(2) 児童指導員等を配置する場合																																																																			
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位																																																																		
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位																																																																		
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位																																																																		
(3) その他の従業者を配置する場合																																																																			
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位																																																																		
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位																																																																		
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位																																																																		
(1) 理学療法士等を配置する場合																																																																			
(一) 利用定員が 5 人の場合	418 単位																																																																		
(二) 利用定員が 6 人の場合	348 単位																																																																		
(三) 利用定員が 7 人の場合	299 単位																																																																		
(四) 利用定員が 8 人の場合	261 単位																																																																		
(五) 利用定員が 9 人の場合	232 単位																																																																		
(六) 利用定員が 10 人の場合	209 単位																																																																		
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	139 単位																																																																		
(2) 児童指導員等を配置する場合																																																																			
(一) 利用定員が 5 人の場合	309 単位																																																																		
(二) 利用定員が 6 人の場合	258 単位																																																																		
(三) 利用定員が 7 人の場合	221 単位																																																																		
(四) 利用定員が 8 人の場合	193 単位																																																																		
(五) 利用定員が 9 人の場合	172 単位																																																																		
(六) 利用定員が 10 人の場合	155 単位																																																																		

3. 福祉型障害児入所施設 (新設)	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	103 単位
	(3) その他の従業者を配置する場合	
	(一) 利用定員が 5 人の場合	182 単位
	(二) 利用定員が 6 人の場合	152 単位
	(三) 利用定員が 7 人の場合	130 単位
	(四) 利用定員が 8 人の場合	114 単位
	(五) 利用定員が 9 人の場合	101 単位
	(六) 利用定員が 10 人の場合	91 単位
	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	61 単位
	3. 福祉型障害児入所施設	
	常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
	イ 理学療法士等を配置する場合	
	(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 10 人以下の場合	151 単位
	(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	101 単位
(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	61 単位	
(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	43 単位	
(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	34 単位	
(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位	
(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位	
(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	20 単位	
(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	18 単位	
(十) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	16 単位	

	(十一) 入所定員が 101 人以上 120 人以下の場合	14 単位
	(十二) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	12 単位
	(十三) 入所定員が 131 人以上 150 人以下の場合	11 単位
	(十四) 入所定員が 151 人以上 180 人以下の場合	9 単位
	(十五) 入所定員が 181 人以上の場合	8 単位
	(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 40 人以下の場合	38 単位
	(二) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	34 単位
	(三) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
	(四) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位
	(五) 入所定員が 71 人以上の場合	20 単位
	(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 入所定員が 5 人以上 10 人以下の場合	151 単位
	(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	101 単位
	(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	61 単位
	(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	43 単位
	(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	34 単位
	(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
	(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位
	(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	20 単位
	(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	18 単位
	(十) 入所定員が 91 人以上の場合	16 単位
	(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 50 人以下の場合	30 単位
	(二) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
	(三) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位
	(四) 入所定員が 71 人以上の場合	20 単位
	□ 児童指導員等を配置する場合	
	(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 10 人以下の場合	112 単位
	(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	75 単位
	(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	45 単位
	(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	32 単位

	(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	25 単位
	(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
	(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位
	(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	15 単位
	(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	13 単位
	(十) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	12 単位
	(十一) 入所定員が 101 人以上 120 人以下の場合	10 単位
	(十二) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	9 単位
	(十三) 入所定員が 131 人以上 150 人以下の場合	8 単位
	(十四) 入所定員が 151 人以上 180 人以下の場合	7 単位
	(十五) 入所定員が 181 人以上の場合	6 単位
	(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 40 人以下の場合	28 単位
	(二) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	25 単位
	(三) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
	(四) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位
	(五) 入所定員が 71 人以上の場合	15 単位
	(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 入所定員が 5 人以上 10 人以下の場合	112 単位
	(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	75 単位
	(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	45 単位
	(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	32 単位
	(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	25 単位
	(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
	(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位
	(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	15 単位
	(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	13 単位
	(十) 入所定員が 91 人以上の場合	12 単位
	(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 50 人以下の場合	22 単位
	(二) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
	(三) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位
	(四) 入所定員が 71 人以上の場合	15 単位

(新設)

○児童指導員等加配加算（Ⅱ）

1. 児童発達支援

主に未就学児を支援する指定児童発達支援事業所であって常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数及び児童指導員等加配加算（Ⅰ）に加え、理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（(1)又は(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算しない。

(1) 理学療法士等を配置する場合

- | | |
|------------------------|-------|
| (一) 利用定員が10人以下の場合 | 209単位 |
| (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 139単位 |
| (三) 利用定員が21人以上の場合 | 84単位 |

(2) 児童指導員等を配置する場合

- | | |
|------------------------|-------|
| (一) 利用定員が10人以下の場合 | 155単位 |
| (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 103単位 |
| (三) 利用定員が21人以上の場合 | 62単位 |

(3) その他の従業者を配置する場合

- | | |
|------------------------|------|
| (一) 利用定員が10人以下の場合 | 91単位 |
| (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 61単位 |
| (三) 利用定員が21人以上の場合 | 36単位 |

2. 放課後等デイサービス

区分1の1及び1の2を算定する障害児に対して支援を行う指定放課後等デイサービス事業所であって常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数及び児童指導員等加配加算（Ⅰ）に加え、理学療法士

	<p>等又は児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所((1)又は(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算しない。</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table data-bbox="1187 446 2016 566"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>209単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>139単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>84単位</td> </tr> </table> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <table data-bbox="1187 606 2016 726"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>155単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>103単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>62単位</td> </tr> </table> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <table data-bbox="1187 758 2016 869"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>91単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>61単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>36単位</td> </tr> </table> <p>※ 休業日(区分1)も上記と同様に加算。</p>	(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位
(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位																		
(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位																		
(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位																		

看護師配置加算の見直しについて

現行	見直し後																																																																								
<p>○看護師配置加算</p> <p>指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 入所定員が10人以下の場合</td><td>141単位</td></tr> <tr><td>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合</td><td>70単位</td></tr> <tr><td>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合</td><td>47単位</td></tr> <tr><td>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合</td><td>38単位</td></tr> <tr><td>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合</td><td>28単位</td></tr> <tr><td>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合</td><td>25単位</td></tr> <tr><td>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合</td><td>23単位</td></tr> <tr><td>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合</td><td>20単位</td></tr> <tr><td>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合</td><td>17単位</td></tr> <tr><td>(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合</td><td>14単位</td></tr> <tr><td>(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合</td><td>13単位</td></tr> <tr><td>(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合</td><td>12単位</td></tr> <tr><td>(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合</td><td>11単位</td></tr> <tr><td>(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合</td><td>10単位</td></tr> <tr><td>(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合</td><td>9単位</td></tr> <tr><td>(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合</td><td>8単位</td></tr> <tr><td>(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合</td><td>7単位</td></tr> <tr><td>(18) 入所定員が191人以上の場合</td><td>6単位</td></tr> </table>	(1) 入所定員が10人以下の場合	141単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位	(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位	(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位	(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位	(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位	(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位	(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合	9単位	(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	8単位	(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	7単位	(18) 入所定員が191人以上の場合	6単位	<p>○看護職員配置加算（Ⅰ）</p> <p>指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 入所定員が10人以下の場合</td><td>141単位</td></tr> <tr><td>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合</td><td>70単位</td></tr> <tr><td>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合</td><td>47単位</td></tr> <tr><td>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合</td><td>38単位</td></tr> <tr><td>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合</td><td>28単位</td></tr> <tr><td>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合</td><td>25単位</td></tr> <tr><td>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合</td><td>23単位</td></tr> <tr><td>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合</td><td>20単位</td></tr> <tr><td>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合</td><td>17単位</td></tr> <tr><td>(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合</td><td>14単位</td></tr> <tr><td>(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合</td><td>13単位</td></tr> <tr><td>(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合</td><td>12単位</td></tr> <tr><td>(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合</td><td>11単位</td></tr> <tr><td>(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合</td><td>10単位</td></tr> <tr><td>(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合</td><td>9単位</td></tr> <tr><td>(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合</td><td>8単位</td></tr> <tr><td>(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合</td><td>7単位</td></tr> <tr><td>(18) 入所定員が191人以上の場合</td><td>6単位</td></tr> </table>	(1) 入所定員が10人以下の場合	141単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位	(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位	(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位	(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位	(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位	(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位	(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合	9単位	(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	8単位	(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	7単位	(18) 入所定員が191人以上の場合	6単位
(1) 入所定員が10人以下の場合	141単位																																																																								
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位																																																																								
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位																																																																								
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位																																																																								
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位																																																																								
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位																																																																								
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位																																																																								
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位																																																																								
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位																																																																								
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位																																																																								
(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位																																																																								
(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位																																																																								
(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位																																																																								
(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位																																																																								
(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合	9単位																																																																								
(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	8単位																																																																								
(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	7単位																																																																								
(18) 入所定員が191人以上の場合	6単位																																																																								
(1) 入所定員が10人以下の場合	141単位																																																																								
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位																																																																								
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位																																																																								
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位																																																																								
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位																																																																								
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位																																																																								
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位																																																																								
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位																																																																								
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位																																																																								
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位																																																																								
(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位																																																																								
(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位																																																																								
(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位																																																																								
(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位																																																																								
(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合	9単位																																																																								
(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	8単位																																																																								
(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	7単位																																																																								
(18) 入所定員が191人以上の場合	6単位																																																																								

<p>□ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 141単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位</p> <p>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位</p> <p>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位</p> <p>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位</p> <p>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位</p> <p>(10) 入所定員が91人以上の場合 14単位</p>	<p>□ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 141単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位</p> <p>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位</p> <p>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位</p> <p>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位</p> <p>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位</p> <p>(10) 入所定員が91人以上の場合 14単位</p>
<p>(新設)</p>	<p>○看護職員配置加算(Ⅱ)</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が10人以下の場合 145単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 96単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 58単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 41単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位</p> <p>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位</p> <p>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 22単位</p> <p>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位</p> <p>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位</p> <p>(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 15単位</p> <p>(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 14単位</p> <p>(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 13単位</p> <p>(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 12単位</p> <p>(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 11単位</p> <p>(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 10単位</p> <p>(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 9単位</p>

(新設)	(17) 入所定員が 171 人以上 190 人以下の場合	8 単位
	(18) 入所定員が 191 人以上の場合	7 単位
	□ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
	(1) 入所定員が 5 人以上 10 人以下の場合	145 単位
	(2) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	96 単位
	(3) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	58 単位
	(4) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	41 単位
	(5) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	32 単位
	(6) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	26 単位
	(7) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	22 単位
	(8) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	19 単位
	(9) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	17 単位
	(10) 入所定員が 91 人以上の場合	15 単位
	ハ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
	(1) 入所定員が 40 人以下の場合	36 単位
	(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	32 単位
	(3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	26 単位
	(4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	22 単位
	(5) 入所定員が 71 人以上の場合	19 単位
	ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	29 単位
	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	26 単位
	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	22 単位
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	19 単位	
○別に厚生労働大臣が定める施設基準		
次の(1)又は(2)はのいずれかに該当すること。		
(1) 自閉症児施設又は肢体不自由施設であって、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を 1 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。		
(2) 知的障害児施設又は盲児若しくはろうあ児施設であって、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を 2 以上配		

置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

別表

判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8
6回/日以上以上の頻回の吸引) = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
- (12) 定期導尿（3/日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

參考資料

障害者総合支援法の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（**自立生活援助**）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（**就労定着支援**）
- (3) 重度訪問介護について、**医療機関への入院時も一定の支援を可能**とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの**利用者負担を障害福祉制度により軽減**（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、**居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設**する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、**乳児院・児童養護施設**の障害児に対象を拡大する
- (3) **医療的ケアを要する障害児**が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において**障害児福祉計画**を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3))については公布の日(平成28年6月3日))

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

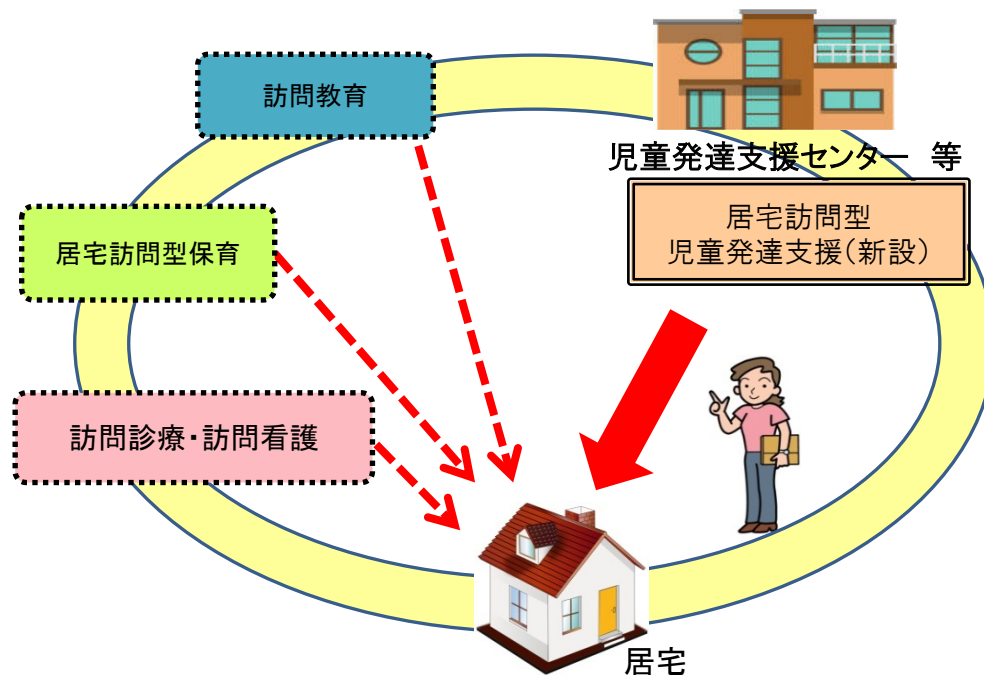
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設②

人員の基準 (案)

- ① 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
※訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務に3年以上従事した者でなければならない。
- ② 児童発達支援管理責任者 1以上 等

対象者等 (案)

(1) 対象者

A又はBかつC

A 重度の障害の状態(法定事項)

**B (a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
(=医療的ケア児)**

(b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある

C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児(法定事項)

※赤字は政省令事項(案)

(2) サービス内容

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施

保育所等訪問支援の支援対象の拡大

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- **乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加**

※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児

- ・保育所、幼稚園、小学校 等
- ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの
(例:放課後児童クラブ)

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

保育所等訪問支援



児童発達支援センター等



集団生活への
適応のための
支援 等

訪問先



保育所・幼稚園



放課後児童クラブ



小学校

訪問対象
の拡大

改正後



乳児院



児童養護施設

その他（障害者関係）①

自立訓練（案）

（対象者）

基本方針中、対象者要件を定める規定を引用する部分を削除し、障害種別によらず利用できるものとする。

生活介護・自立訓練（案）

（職場への定着のための支援の実施）

障害者の職場への定着を促進するため、当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

就労移行支援（案）

（通期のための訓練の実施）

利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

その他（案）

- 多機能型事業所で行う事業に、指定居宅訪問型児童発達支援を加える。
- 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等に対応する場合の特例を、平成33年3月31日まで延長する。

その他（障害児関係）②

障害児入所等関係（案）

- 福祉型障害児入所施設及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの**職員の基準中、看護師を看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）に改める。**
（指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設についても同様）
- 指定福祉型障害児入所施設について、「指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合の人員・設備の特例」の規定を削除し、既存施設の経過措置（3年間）を設ける（指定障害者支援施設も同様）。

児童発達支援関係（案）

- 指定児童発達支援の人員配置基準について、放課後等デイサービスと同様に、置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を、児童指導員又は保育士としなければならないこととし、既存事業所の経過措置（1年間）を設ける。**
- 指定児童発達支援事業者に対して、サービス内容の自己評価及び改善の内容の公表を義務化する。
- 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所の人員配置基準にある「機能訓練担当職員」について、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができるものとする。
（主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所についても同様とする。）

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

平成30年2月5日

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系**とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

医療的ケア児者に対する支援の充実

【障害児向けサービス】

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】



➤ 看護職員加配加算の創設

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。

➤ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）

医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。

➤ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。

➤ 送迎加算の拡充

送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

【夜間対応・レスパイト等】

- 短期入所



➤ 福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。

【障害者向けサービス】

- 生活介護



➤ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。

【支援の総合調整】

- 計画相談支援
- 障害児相談支援



➤ 要医療児者支援体制加算の創設

医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。

➤ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設

医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現有一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

[現行の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）



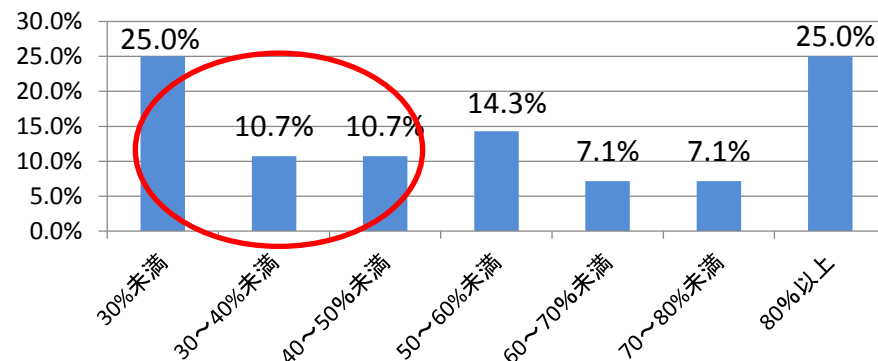
[見直し後の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合

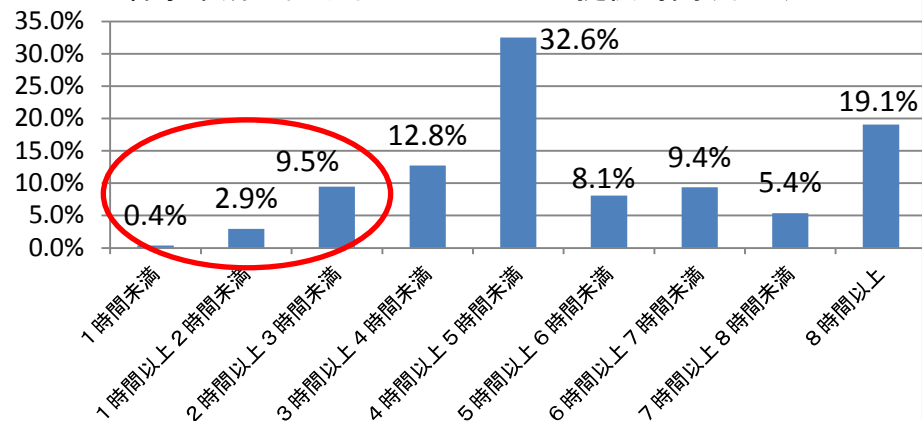
	指標該当	それ以外	
(1) 授業の終了後に行う場合 ・利用定員が10人以下の場合	通常時間	656単位	609単位
	短時間	645単位	596単位
(2) 休業日に行う場合 ・利用定員が10人以下の場合	区分	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組み込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間(平日)



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。

155単位/日×2名分

1年に1回 → 1月に1回

500単位/回 等

送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算 (Ⅰ)	27単位/回	21単位/回
送迎加算 (Ⅱ)	13単位/回	10単位/回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下 (15,600円→11,800円 : ▲24.4% (月額民間調査))。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なことを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
14単位/回	28単位/回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。

※ 全体の1/3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。

全国厚生労働関係部局長会議資料

平成30年1月18日(木)

社会・援護局 障害保健福祉部

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について【概要】

平成29年12月8日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

(1) 重度障害者や高齢の障害者等の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価

- ① 重度訪問介護における入院中の支援内容等の設定
- ② 共同生活援助における重度の障害者の支援を可能とする新たな類型の創設
- ③ 福祉型強化短期入所サービス費の創設 等

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】

(3) 地域生活支援拠点等の整備促進、地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等

- ① 地域生活支援拠点等の機能強化
- ② 共生型サービスの基準・報酬の設定 等

2. 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上

(1) 医療的ケア児への支援

- ① 障害児通所支援等における看護職員配置加算の創設
- ② 障害児通所支援における医療連携体制加算の拡充
- ③ 福祉型強化短期入所サービス費の創設【再掲】

(2) 障害児入所支援・障害児通所支援のサービスの質の向上

(3) 保育所等訪問支援の適切な評価

(4) 居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準の設定【新サービス】等

3. 精神障害者の地域移行の推進

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進等【再掲】

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】【再掲】

(3) グループホームにおける長期入院精神障害者の受け入れの促進

(4) 地域移行支援及び地域定着支援の利用促進

- ① 機能強化型地域移行サービス費の創設
- ② 地域定着支援における緊急時支援費の算定対象の拡充

(5) 就労系サービス等における医療観察法対象者の受け入れの促進等

4. 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

(1) 就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上

- ① 就労移行支援における一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の設定
- ② 就労継続支援A型における平均労働時間に応じた基本報酬の設定
- ③ 就労継続支援B型における平均工賃に応じた基本報酬の設定

(2) 就労定着支援の報酬・基準の設定【新サービス】等

5. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

(1) 効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- ① 短期入所における長期利用の適正化
- ② 生活介護における開所時間減算の見直し

(2) 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

(3) 横断的事項

- ① 収支差率が低いサービスにおける基本報酬の見直し等
- ② 食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討
- ③ サービス提供職員欠如減算等の見直し
- ④ 送迎加算の見直し 等

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

平成29年12月8日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

はじめに

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「平成30年度報酬改定」という。）に向けて、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）においては、平成29年5月からこれまで15回にわたって議論を行うとともに、47の関係団体からヒアリングを実施し、改正障害者総合支援法等において創設された新サービスや既存サービスの報酬等の在り方について、現状と論点を整理した上で検討を積み重ねてきた。
- 前回の検討チームをもって必要な議論が一巡したことから、これまでの検討チームでの議論を踏まえ、平成30年度報酬改定の基本的な方向性について、一定の整理を行い取りまとめることとした。
- なお、具体的な改定内容については、介護報酬における対応等を踏まえつつ、予算編成過程を経て決定されるものである。

2. 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）

基本的考え方

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している中で、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、質の向上を図るとともに、適切な評価に基づく報酬体系とする。

主な改定項目

（1）医療的ケア児への支援

- ① 障害児通所支援・福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の創設
- ② 障害児通所支援における医療連携体制加算の拡充
- ③ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設【再掲】

（2）障害児入所支援・障害児通所支援のサービスの質の向上

- **基本報酬、人員配置基準及び運営基準の適正化、加算・減算の見直し**

（3）保育所等訪問支援の適切な評価

（4）居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準の設定【新サービス】 等

(1) 医療的ケア児への支援

- ① **障害児通所支援・福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の創設**
障害児通所支援・福祉型障害児入所施設において、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。
- ② **障害児通所支援における医療連携体制加算の拡充**
現行の医療連携体制加算を見直し、医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。
- ③ **短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設【再掲】** 等

(2) 障害児入所支援・障害児通所支援のサービスの質の向上

- ① **福祉型障害児入所支援における手厚い人員配置を評価する加算の創設**
障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るため、人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に、新たな加算として評価する。
- ② **医療型障害児入所施設における保育士等の手厚い人員配置を評価する加算の創設**
保育士等の福祉職員を人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に、新たな加算として評価する。
- ③ **児童発達支援における各基準の適正化**
支援の質の確保を図るため、**放課後等デイサービスと同様に人員配置基準及び運営基準を見直す。**
- ④ **障害児通所支援における基本報酬の適正化**
 - ・ **放課後等デイサービスについて、利用者の状態を勘案した指標に基づき基本報酬を区分する。**
 - ・ **加えて、授業終了後に提供する場合における適切な報酬のあり方について、支援時間等を踏まえつつ検討する。**
 - ・ **児童発達支援について、主に未就学児を支援する場合、学齢期児を支援する場合に応じ、基本報酬を区分する。**
- ⑤ **加算・減算の見直し**
指導員加配加算等の見直し、児童発達支援センター等における加配加算の創設、重症心身障害児に対する欠席時対応加算の拡充、**自己評価結果未公表減算の創設**等の見直しを行う。 等

(3) 保育所等訪問支援の適切な評価

① 保育所等訪問支援における訪問支援員特別加算の拡充

質の高い訪問支援員を確保した場合の訪問支援員特別加算を増額する。

② 保育所等訪問支援における初回加算の創設

児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に、新たな加算として評価する。 等

(4) 居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準の設定【新サービス】

① サービスの対象者

重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や免疫抑制剤の服薬により感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。

② 職員配置

保育士など有資格者であり、かつ、障害児に対する直接支援の経験が一定程度ある者を訪問支援員として配置する。その他人員や設備基準については、保育所等訪問支援と同様とする。

③ 基本報酬・加算

基本報酬は保育所等訪問支援と同様とし、訪問支援員特別加算、通所施設への移行支援（引継業務等）を評価する加算などを設ける。 等

5. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

基本的考え方

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価したメリハリのある報酬体系とする。

主な改定項目

(1) 効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- ① 短期入所における長期利用の適正化
- ② 生活介護における開所時間減算の見直し

(2) 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

(3) 横断的事項

- ① 収支差率が低いサービスにおける基本報酬の見直し等
- ② **食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討**
- ③ **サービス提供職員欠如減算等の見直し**
- ④ 送迎加算の見直し 等

(3) 横断的事項

① 収支差率が低いサービスにおける基本報酬の見直し等

全体のバランスを踏まえ、収支差率が低いサービスについて、基本報酬を見直すとともに、収支差率が高いサービスについて、サービスの質等を評価した基本報酬に見直す。

② 食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討

当初は平成21年3月31日までの経過措置とされていたことを踏まえ、経過措置のあり方について検討する。なお、食事の栄養面に配慮する支援について、調査研究等を行った上で、次期報酬改定に向けて、そのあり方を検討する。

③ サービス提供職員欠如減算等の見直し

- ・ サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用された一定期間後に5割減算を適用する。
- ・ 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までを3割減算とし、3月目からは5割減算を適用する。

④ 送迎加算の見直し

- ・ 現行の通所系の送迎加算（Ⅰ）・（Ⅱ）については、一定の適正化を図るとともに、生活介護の一定の条件を満たす場合の+14単位/回については、更に評価する。
- ・ 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスについては、障害の程度や公共交通機関の状況等を勘案した上で、自主的な通所が可能と考えられる場合については、送迎加算の対象外とする。
- ・ 同一敷地内の送迎については、一定の適正化を図る。

6. その他

① 福祉専門職員等配置加算の対象資格の拡大

福祉専門職員等配置加算において、公認心理師を配置している場合について、新たに評価する。

② 地域区分の見直し

現行の7区分から8区分に見直しを行い、その際、介護報酬の地域区分に合わせることにし、見直しに伴う一定の経過措置を設ける（障害児サービスも同様の見直し）。

③ 公立減算の存続

公立施設は収支差率がマイナスとなっているが、設置者である自治体から補助金や指定管理料等が別途投入されていること等に鑑み、引き続き維持することとする。

④ 国庫負担基準の見直し

人口規模、財政力及びその地域における重度障害者の割合等による自治体間の不均衡を踏まえた基準とするとともに、介護保険対象者の基準を創設時の考え方に基づく基準に改める。また、従前額保障の対象となる市町村には別の仕組みでの配慮を検討することとし、従前額保障の算定方法については廃止する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の整備について (案)

趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。)の施行に伴い、関係政省令の整備を行う。

概要

※赤字が政省令事項

1. 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減の対象者の要件について

長期間相当障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、相当介護保険サービスの利用者負担をゼロに(償還)する対象者の要件を定める。

【対象者の要件】

- ・相当障害福祉サービスの利用期間：**5年間**(入院その他やむを得ない事由により支給決定を受けなかった期間を除く。)
- ・対象となる相当障害福祉サービス：**居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所**(基準該当サービスを含む。)
- ・対象となる相当介護保険サービス：**訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護**
(これらに相当するサービスを含む。)
- ・所得要件：**低所得又は生活保護受給者**
- ・障害支援区分：**2以上**
- ・その他：**65歳までに介護保険サービスを利用していない**(※)

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

2. その他の規定の整備について

- (1)重度訪問介護について、**病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所**においても一定の支援を可能とする。
- (2)保育所等の障害児に発達支援を提供する**保育所等訪問支援**について、**乳児院、児童養護施設**の障害児に対象を拡大する。
- (3)**児童発達支援及び放課後等デイサービス**の事業所の指定について、指定権者である都道府県等は、当該通所支援の量を定め、その量を超えない範囲内において行うこととする。
- (4)一部改正法により創設された、障害福祉サービス事業所の事業内容等の**情報公表制度**について、**公表事項等**を定める。
- (5)その他必要な規定の整備を行う。

3. 新サービスの対象者・サービス内容等について

一部改正法により創設された新サービスについて、対象者、サービス内容等を定める。

	就労定着支援	自立生活援助	居宅訪問型児童発達支援
サービス概要	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービス
対象者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 を利用して一般就労した障害者	定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者 かつ 居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者	A又はBかつC A 重度の障害の状態(法定事項) B(a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態(=医療的ケア児) (b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児(法定事項)
利用期間	3年間 (1年ごとに支給決定期間を更新)	1年間 (適当と認められる場合には更新可)	—
サービス内容	・事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項) ・ 雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援	・定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 ・相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握 ・必要な情報の提供及び助言並びに相談 ・ 関係機関との連絡調整 ・ その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助	<u>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施</u> ※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。
施行期日			

平成30年4月1日(予定) (平成30年2月頃公布予定)

○ 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。

※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

具体的内容

【基本指針】

○ 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】

○ 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

(市町村障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(都道府県障害児福祉計画)

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。

○ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

障害児通所支援の指定（総量規制）についての検討事項

概要

指定権者である都道府県等は、当該通所支援の量を定め、その量を超えない範囲内において事業所の指定を行う。

児童福祉法の条文

第二十一条の五の十五第二項 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の十九第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

具体的内容

（総量規制の対象障害福祉サービスについて）

児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。

※児童発達支援及び放課後等デイサービスは、事業所数については児童発達支援については対前年比3割近く、放課後等デイサービスについては対前年比4割近く増加している。今後、事業者数が同様に増加していくと地域によっては支援量が利用者のニーズを超える可能性がある。

（事業所数の推移）

